

川西町第11次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託仕様書

1 業務の名称

川西町第11次高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、川西町の現状と課題、町民の高齢者福祉や介護保険制度に関するニーズや意識、行動等の実態を的確に把握し、川西町総合計画や関連する既存計画等、高齢者福祉・介護保険制度を取り巻く時代の潮流や国や県の制度改正等との整合性を図るとともに、川西町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、地域包括ケアシステムの深化を念頭においた令和9年度から令和11年度を計画期間とする「川西町第11次高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

3 業務の委託期間・委託料の支払時期

・委託期間：契約締結日から令和9年3月31日

・委託料の支払時期（業務完了後一括払い）：

令和7年度分…令和8年5月末までに、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査分として契約金額を支払う。

令和8年度分…令和9年5月末までに、川西町第11次高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務分として契約金額を支払う。

4 業務の場所

川西町内（ただし、本町が必要とする場合はこの限りでない。）

5 業務の実施体制

受託者は、本業務に対して相当の知識及び経験を有し高度な技術を発揮できる技術者を主任として配置のうえ、業務の管理を行うものとし、十分な数の技術者を配置しなければならない。計画的な業務の推進のため、工程表を作成し、本町の確認を受けるものとする。

受託者は、本町の通常業務に支障をきたすことのないよう、万全の業務体制をもって遂行し、本町から申出があった際には通常業務時間外においても、本町での会議等への出席又は電話連絡等について技術者の対応が可能となるよう調整を図る。

6 業務の内容

本業務の業務内容は以下の通りとする。

なお、計画の作成にあたっては、今後、国や県から示される指針を踏まえた支援を行うこととする。

【令和7年度業務】

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施

国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を基本としつつ、当町の地域性を考慮した内容の調査票（独自項目あり）による高齢者福祉施策の検証・課題の洗い出しを行い、今後の施策推進の基礎資料とする。

① 調査票の設計

ア 調査時期 令和7年12月

イ 調査対象 第1号被保険者

（事業対象者・要支援者を含む。要介護1～要介護5を除く。）

ウ 調査件数 約1,500件（70%の回収率を想定）

エ 生活圏域数 1圏域

オ 調査方法 郵送配布、郵送回収

※国の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引きを基本とする。（手引きが改正された場合は、最新版を適用する。）

② 調査票について

・調査票送付から回収までの業務として、調査票の設計・印刷・封入・封緘・送付・回収を行う。なお、送付用封筒（角2）の作成・返送用封筒（長3）の作成・宛名ラベルの貼付もこれらの業務の一部とする。

・対象者の宛名シール作製は本町が行い、受託者に渡す。

・封筒は対象者の目につきやすいよう、カラー封筒を基本とする。

・調査票の発送及び回収に係る郵送料は、委託費に含む。

③ 調査結果の集計・分析

・回答済の調査票を回収してから、開封・点検・データ入力・集計（単純・クロス集計）・分析を行う。

・必要に応じて過去の調査との経年比較を行う。

④ 調査結果報告書の作成、印刷

・集計等が完了した段階で、調査結果報告書を作成し報告する。調査結果報告書は、文言、グラフ、表等を用いて一般住民から見てわかりやすい内容とすること。

(2) 在宅介護実態調査の実施

回収済みの在宅介護実態調査票（約100件）の集計及び分析を行う。国のソフトを使用した実態調査のデータ入力をおこない、その他独自の集計・分析から課題を整理すること。

(3) 法改正による計画との整合性の確保と条例等改正支援

- ・介護保険法や老人福祉法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ること。
- ・改正された法令について、本町が条例等を改正するにあたり関係法令の情報提供をおこない、改正支援をすること。
- ・改正された法令を新旧対象形式で提示するとともに、当該改正に伴い、制定改廃等の必要がある例規（要綱等を含む）を指摘するとともに、当該制定改廃にかかる支援を行うこと。

(4) 本業務に関する情報提供支援

本計画の策定に関する情報、同等規模の自治体の取組みや事例等の最新資料を適宜提供すること。特に、今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議の内容については、速やかにその要点等を整理したものを提供すること。

【令和8年度業務】

(1) 現況把握及び課題分析

第9期計画の実行管理や点検評価などのPDCAサイクルを確認しながら、第10期計画の策定準備に着手すること。地域包括ケア「見える化」システムの運用や保険者機能強化推進交付金の申請についてもアドバイス（指標等）を求めるものとする。

- ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果に基づく地域課題の把握と整理
- ② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査に関する調査結果報告書、概要書（策定委員会資料）の作成
- ③ 人口、認定者数、受給者数、給付実績等の分析。給付データ等を用い、地域包括ケア「見える化」システムや他のシステム・保険者シートを用いて、性年代別、要介護度別、サービス利用種類別等の分析を行い、特徴や課題の傾向等を整理すること。
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業、地域支援事業、高齢者福祉サービス等事業の評価及び分析
- ⑤ 第10期計画に向けての課題の明確化と施策の提案

(2) 人口推計等及びサービス目標量・保険料の設定支援（国の地域包括「見える化システム」を活用し推計すること。また、調査結果等を反映した場合の推計も提案すること。）

- ① 人口推計及び要介護認定者数等の将来推計

人口推計は、川西町の特性に見合った推計手法を用いて行い、シミュレーションを実施する。また、要介護認定者数等の将来推計も独自の推計を提案し、シミュレーションをおこなう。

- ② サービス目標量推計及び目標量確保のための方策の設定（地域支援事業を含む。）
- ③ 重点的に取り組む事項の検討
- ④ ②③を踏まえた保険料の算定支援

（３）計画の策定

- ① （１）～（２）の調査・分析結果に基づく計画骨子案の作成
- ② 計画素案の作成、とりまとめ
- ③ 計画内容の確定

（４）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法や対応策の作成等に関するアドバイスをおこなうこと。

（５）策定委員会の運営支援（策定委員会は令和８年度に５回程度を想定）

- ・ 策定委員会開催の１週間前に各委員に配布できるよう資料を作成すること。
- ・ 策定委員会の場には担当者が出席し、専門的見地から資料の説明及び協議事項に関するアドバイス等の支援を行うこと。
- ・ 議事録のデータは、会議開催日から営業５日以内に提出すること
- ・ 本町職員との打ち合わせ等（適宜）

（６）法改正による計画との整合性の確保と条例等改正支援

- ・ 介護保険法や老人福祉法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ること。
- ・ 改正された法令について、本町が条例等を改正するにあたり関係法令の情報提供をおこない、改正支援をすること。
- ・ 改正された法令を新旧対象形式で提示するとともに、当該改正に伴い、制定改廃等の必要がある例規（要綱等を含む）を指摘するとともに、当該制定改廃にかかる支援を行うこと。

（７）本業務に関する情報提供支援

本計画の策定に関する情報、同等規模の自治体の取り組みや事例等の最新資料を適宜提供すること。特に、今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議の内容については、速やかにその要点等を整理したものを提供すること。

７ 成果品

受託者は業務完了に際し、次の成果品を提出するものとする。基本的な装丁は次のとおりとするが、状況に即し協議のうえ変更する場合もあり得る。提出時には審査を受け

なければならない。受託者の瑕疵により成果品に誤りがあった場合には、責任をもって直ちにその訂正を行うこと。なお、訂正に係る費用については受託者の負担とする。

【令和7年度業務】

- (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書（A4判・100頁程度・1色刷・50部）および電子媒体
- (2) 在宅介護実態調査報告書（電子媒体）

【令和8年度業務】

- (1) 計画書（A4判・100頁程度・1色刷・100部）
- (2) 概要版（A4判・8頁・4色刷・100部）
- (3) 電子媒体（1）（2）
- (4) その他関係資料一式（電子データ一式を含む）

8 秘密保持

- (1) 本町から知り得た情報（周知の情報を除く）は、機密として保持し、提案、契約、本事業の目的以外に使用せず、第三者に開示もしくは漏洩しないように必要な措置をとること。契約終了後も同様とする。
- (2) 本町の許可なく本町が提供する資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- (3) 川西町個人情報保護法施行条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

9 注意事項・その他

- (1) 業務の委託期間内であっても、本町から個々の成果品などの提出指示があった場合、受託者はこれに従うこと。
- (2) 受託者は、工程表に基づき適正な工程管理を行い、本町から進捗状況の報告を請求された場合は速やかに対応しなければならない。
- (3) 本業務の成果品は、本町に帰属する。
- (4) 本町において要する郵便料は、受託者において負担する。
- (5) 企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、すべて受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示しない項目について疑義がある時には、速やかに本町との協議のうえ、当町の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。
- (7) 受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分の業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (8) 受託者は、業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ本町へ届出し関係性のわかる書類を提出しなければならない。

- (9) 仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に記載されていない事項については、本町と本業務の受託者が必要に応じ協議して定めるものとする。
- (1 0) 契約内容は、仕様書及び企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。